

ダイオキシン類を排出する施設はどのように規制されていますか

「ダイオキシン類対策特別措置法」及び「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」で規制されています。

○ダイオキシン類対策特別措置法について

・排出基準

ダイオキシン類対策特別措置法では、ダイオキシン類を発生する施設を「特定施設」と定め、特定施設から排出される「排出ガス」及び「排水」について、排出基準が定められています。排出基準は、次のとおりです。

【排出ガス】

単位：ng-TEQ/m³

特定施設の種類 (それぞれ規模要件等があります。)		既設施設に係る 排出基準	新設施設に係る 排出基準
焼結鉱製造用焼結炉		1	0.1
製鋼用電気炉		5	0.5
廃棄物焼却炉	焼却能力4t/h以上	1	0.1
	焼却能力2t/h～4t/h	5	1
	焼却能力2t/h未満	10	5

※ここには川崎市内に設置されている施設の基準のみを記載。以下同じ。

【排水】

単位：pg-TEQ/L

特定施設の種類	排出基準
廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、灰貯留施設等	10
廃PCB、PCB処理物等の分解施設、洗浄施設等	
下水道終末処理施設	

・設置者による測定

特定施設の設置者は、毎年1回以上、排出ガスや排水等のダイオキシン類の測定を行い、その測定結果を川崎市長に報告しなければならないことになっています。

また、報告を受けた川崎市長は、その結果を公表するものとなっており、化学物質対策課窓口や各区役所等に閲覧簿を設置し、公表を行っています。

閲覧簿の内容は、ホームページにも掲載しています。

<http://www.city.kawasaki.jp/30/30kagaku/home/dxn/dioxintop.htm>

○川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例について

市条例においても、ダイオキシン類の規制基準を定めています。

排出ガスの規制基準はダイオキシン類対策特別措置法に準じていますが、対象となる廃棄物焼却炉の規模要件について、焼却能力（50kg/h以上）と火床面積（0.5m²以上）の他に、条例では一次燃焼室の容積（0.8m³以上）を定めてある点が、法律と異なります。

また、排水の規制基準は、ダイオキシン類対策特別措置法の対象とならない事業所も含め、すべての事業所について10pg-TEQ/Lの規制基準を定めています。